九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ステュアートの「流通の銀行」について

川島，信義

https://doi.org/10.15017/4362524

出版情報：經濟學研究. 27 (1), pp.21-55, 1961-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

ステュアートの「流通の銀行」について

川島信義

はしがき

わたくしはさきに、「ジェイムズ・ステュアートの銀行理論」と題して、ステュアート銀行理論の構成、とりわけその構造上の特質を吟味する機会をもった（経済学研究、第二六巻第二号）。

ステュアートによれば、商工業社会の生成と発展は、それに見合う需要の存在を不可避の前提とする。「この需要が全〔経済〕活動の主要源泉 main spring」となって、[1] 商工業の生成と発展はもたらされるのであった。したがって問題の商工業社会を成長させ、発展せしめるためには、この需要を適切に創出するのでなければならない。この需要にうながされて、商業は進み、工業もまた栄えることになるであろう。かくてステュアートは、「流通の促進にいかにきよするか」という視点を基礎にすえつつ、銀行をまず「流通の銀行」bank of circulation と「預金の銀行」bank of deposit とに分類し、その特質の検討に乗り出したのであった。

「流通の銀行」とは、「持参人に鋳貨で支払われる約束手形を発行する銀行」（II, p. 146.）をさし、「預金の銀行」と

は「その帳簿の上で信用を甲から乙へ移転させるにすぎない銀行」(II, p. 146.) をいう。前者はさらに、それがよってたつ信用上の「基礎」ということに照らして、「私的信用」private credit「商業的信用」mercantile credit もしくは「公信用」public credit のいずれかの上に立つという点が注意されなければならない。ステュアートが最も重視するのは、前稿において明らかにしたごとく、「私的信用」の上にたつ「流通の銀行」である。小稿においては、この「私的信用」の上にたつ「流通の銀行」について、その機能する姿、その特質を、今少し具体的に追求してゆくことにしたいと思うのである。

(1) James Steuart, An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy; Being an Essay on the Science of Domestic Policy in Free Nations, Vol., I, p. 172. London, 1767. 経済学史学会による飜刻本を使用。以下本書からの引用は、引用文の末尾にその巻数と頁数のみを略記。

一

「商工業が幼稚な段階にある国々においては、信用はほとんど知られていないにちがいない。それで固定財産を所有している人々は、それを貨幣に換えることが非常に困難である。しかもこの貨幣〔固定財産を所有しているこれらの人々が受取ることになる貨幣、つまり需要―引用者〕なしには、工業は営まれえない。……

このような事情のもとでは、私的信用の原理の上に、一銀行を設立するのが適切である。この銀行は、土地その他の担保の上に、約束手形を発行しなければならない」(II, p. 147.)

「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」を特色づけて、ステュアートはまずこのように論述する。それはみられる

ように、商工業の幼稚な段階、とりわけその生成期にある国々において設立さるべき銀行の形態にほかならない。

商工業がいまだ確立していない国々においては、消費は小さく、したがって流通もまた限られた範囲でしか行われないであろう。鋳貨はたとえ存在したとしても、その多くは退蔵されて、現実の需要、購買力となっては現われて来ないであろう（Ⅱ, p. 129, Ⅰ, p. 378.）。しかしこの需要なしには、ステュアートによれば肝腎の工業は起りうべくもないし、進展しうべくもない。しかも社会には他方、優良な担保たりうる「財産」と消費欲望は充分に有していながら、それと交換に与えるべき「流通等価物」をもたないために、その消費欲望を実現できないでいる多数の人々があるにちがいない。そうだとすれば、それではこのジレンマはいかにして克服さるべきか。かくてステュアートはこのような隘路を打開すべき手段として、「私的信用」の上にたつ「流通の銀行」の設立ということを力説しているのである。

「私的信用にもとずく銀行の原理は、財産を所有しており、しかもそれを溶解したいと思っている人びとに対して貸付および信用を与えることである。これは、商業の利益と工業の促進のためにつくられる」（Ⅱ, p. 178.）すなわちこの銀行の「大なる効用は、財産を所有しているすべての人びとをして、その〔固定財産という〕資本を工業の振興のために流通せしめるべく、固定財産の溶解を容易にすることである」（Ⅱ, p. 213.）

工業の振興のために、この工業にたずさわる人びとに、直接、その産業資金を供給することが当面の問題なのではない。問題はむしろ逆である。[1] 工業を振興せしめるためには、まずその工業生産物に対する需要が創出されるのでなければならない。この需要が創出されさえすれば、工業は、それに刺戟されて、当然に起ってくるであろう。「需要が存する限りは、供給が生ずるであろう」（Ⅱ, p. 192.）というのが、ステュアートのむしろ基本的な思考である。かくて肝要なことは、まず工業生産物に対する需要を創出することでなければならない。[2] それによって工業は起り、ステュアート

のいわゆる「農工分離」の過程もまた推進されることになるであろう。そうした重要な役割を果すものとして、この「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」なるものは考えられているのである。

(1) とはいえ商工業者にたいする資金供給の問題をステュアートが全然考えていないわけではない。ステュアートはつぎのようにいう。

「ここではつぎのような主張がなされるかもしれない。すなわち、銀行の大なる効用は、流通を増加させ、工業にたずさわる人びとにその交易を営む手段を供給することである。それでもし銀行が、彼らが信用を与えるさいに、最も確実な担保を要求するならば、その大なる効用は失われるにちがいない。何となれば、商人や製造業者はこのような条件で信用を得うる状態には、けつしてないからである、と。

この主張は、かかる種類の〔私的信用の上にたつ〕銀行だけでは、流通のあらゆる部面を運行せしめるには充分でないということを証明するにすぎない。……」そうした要素への金融のためには、この「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」とは異なる別種の金融業者が現われて、彼らにそれはまかせらるべきである、と（Ⅱ, pp. 154-6.）。

(2) こうした論考は、もとより本質的にはステュアート経済学体系の、あるいは経済理論の特質と不可分に結びついている。「ステュアート蓄積論の基礎構造」の論者、田添京二氏は、ステュアートにおける「商品」把握の特質についてつぎのようにのべられている。

「……単なる財が、商品に転化する決定的契機は需要である。需要がなければ、使用価値は商品たりえぬのみか、使用価値たることをもやめる――こう彼はいいたいのである。

この限りステュアートにあっては主体的活動の一般性、財の商品性はまず生産そのものの中で、そしてまた生産と流通の総過程の内部で摑まれるのでなしに、いわば外側から、譲渡・有効需要の側から眺められている」（内田義彦編、古典経済学研究、上巻所収。一二七頁参照。）なおこれに関連しては、小林昇、重商主義の経済理論、一一六頁以下、その他参照。

しかしこのばあい、そうした消費者需要の創出ということを問題とするにあたって、ステュアートがその消費資金を供給すべきその対象として思考しているものが、実は消費者一般ではなく、みられるように、固定財産の所有者、換言

すれば地主階級にほかならないという点は、注意さるべき重要な一点であろう。この地主階級に、その土地を担保にその消費資金が供給されるべき旨が説かれているのである。そこには土地を金銀と並ぶ最も「価値」の高い財産、あるいは「真実の富」（後述）とみなして重視するステュアートの基本的な思考がひめられている。しかしそれは他方、農業を主体とする未発達の経済社会から、いかにして近代的な商工業を成長させ発展せしめるべきかという、ステュアート固有の問題意識、その描ける「経済像」を反映するものであるともみることができるであろう。資本制生産が現われる以前の社会においては、地代が「剰余」のむしろ一般的な形態として現われる。[3] そうした事実、あるいは現実が、もちろんステュアートによってこれと明示して、理論的に論述されているわけではない。[4] しかし固定財産、土地を、このばあい極めて比喩的ないい方ではあるが（というよりは、資本概念が未だ確立していないというところに、ステュアート経済理論のいちじるしい特質があるのではあるが）、「資本」という言葉で表現しているということは、一つ興味深いことに思われる。ともあれそうした固定財産の所有者（消費欲望の持主）に、その固定財産を担保に、その消費資金を供給し、もって商工業の振興のために、固定財産（土地）の流動化がはかられるべき旨が説かれているのである。

（3）「我々がここで考察する諸形態〔先資本制地代〕にあっては、地代の本質はそれが剰余価値または剰余労働の唯一の支配的な且つ正常的な形態であるという点にある。

「ペティ、カンティヨン、一般に封建時代により近い著述家たちは、地代を剰余価値一般の正常な形態と考えており、他方、利潤は彼らにとってはまだ不確定に労働賃銀と融合しているか、またはせいぜいこの剰余価値のうちの資本家によって土地所有者から強取される一部分として現われている」（K. Marx, Das Kapital, Ⅲ. S. 845, 834. Dietz, 1956. 向坂訳十一ノ三〇四―五、二八八頁）

もちろんステュアートが問題にしているのは、基本的には、あくまで「近代的」な経済社会であって封建的のそれではないのではあるが。

(4) とはいえ、ステュアートによって地代についての言及が全然なされていないわけではない、例えば第一篇第八章では、生産された総生産物の中から、農業者の生活上の諸費用、生産費および利潤を控除した残りの額が、地代となる旨が述べられている(I, pp. 42—3)。それがフリー・ハンヅの数に規定的に作用する。しかもそのフリー・ハンヅという範疇の中に、商工業者とともに、地主もまた含められているという点は、このばあい注意しておかるべきことに思われる。

「われわれはすでに、象徴貨幣の創造は、一つの国に何らの追加的な富をも、もたらすものではなく、ただ固定財産をもとにして、流通の基金を供給するにすぎないということをのべた。すなわち象徴貨幣の創造は、その〔固定財産の〕所有者の消費を可能にし、それに比例して彼らの消費のための支払を可能にするのである。そうしてこれによって、商業や工業がいかに繁栄せしめられるかをわれわれはすでに示した」(II, p. 163.)

象徴貨幣導入[5]の意義が説かれた第二篇「商工業論」における研究、とりわけその第二七章における論結が指示されているのである。そこにおいて、ステュアートは「あらゆる停滞の原因に対して警戒することは、流通の促進をはかる政治家の任務である」(I, p. 376)として、需要の不足からくる商工業の停滞をいかにして克服すべきか、その一般的な方策を示したのであった。

(5) 「象徴貨幣とは、私の見解では、普通に信用と呼ばれるもの、すなわち当事者間の債務と信用との勘定を記帳するための手段であって、それは貨幣の称呼によって表現され、鋳貨で実現される。銀行券、銀行における信用、手形、債券、そして商人の帳簿(そこで信用は授受される)は、象徴貨幣という言葉に含まれる多くの種類の信用の中のあるものである」(I, p. 365) 高木暢哉、信用制度と信用学説一六九頁以下参照。

「経済学批判」の著者が指摘するように、ステュアートにあつては、「貨幣のこの二つの形態〔象徴貨幣と信用貨幣と〕はまだ区別されていない」(K. Marx, Zur Kritik der Politischen Ökonomie, S. 181. Dietz, 1951. マル・エン選集補巻3、一九四頁) そうしてここでの論述に示されているように、その象徴貨幣の中には、種々なる信用用具が含まれているとはいえ、しかしこのばあいこの象徴貨幣なる言葉によつて主としていみされているものが、銀行の発行する「紙券」であることには疑いがない

といってよいであろう。

その詳細に深くここで立入ることはできないが、ともあれステュアートは、鋳貨が豊富に存在するにも拘らず、その多くが退蔵されて現実の需要となってそれが現われてこない場合には、その退蔵者からその消費欲望の持主へ、その鋳貨が貸出されるべく利子つき貸付の導入がうながされるべきであり（I, p. 378）、また「その貯蔵所からその国の鋳貨を引出すことによって――私が呼ぶところでは――この政治的障害〔流通等価物の不足という事態―引用者〕を除去することができない場合には、この不足分をみたすために、象徴貨幣の導入を容易にすべきである」（I, pp. 376-7.）旨を力説したのであった。「この発明〔象徴貨幣の導入――引用者〕によって、消費欲望は、もしそれがなかったならば、工業生産物の譲渡は起りえなかったであろうし、したがって工業そのものが停滞することになったであろうところの流通等価物を、いわば創造するのである」（I, p. 380.）

象徴貨幣導入の意義が、こうしてステュアートのばあい、消費者需要の創出という点におかれていることは、明瞭である。この象徴貨幣の導入によって、工業生産物に対する消費者需要が創出され、それによって、商工業の繁栄がもたらされるとされているのである。そうした象徴貨幣の創造を現実に担当し、遂行するものこそ、いうまでもなく、ここにいうステュアートのいわゆる「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」にほかならない。それは「私的な財産を担保に要求あり次第、その国の鋳貨で支払われる約束手形 note を発行する銀行」（II, p. 150.）であり、その社会経済的意義は、まさしく商工業の振興のために、固定財産の所有者（消費欲望の持主）に、貨幣手段を供給し、もって消費者需要を創出するという点にもとめられる。[6] そうした役割を果すものとして、この「流通の銀行」は導入され力説されているのである。

それでは、そうした社会経済的意義をもつというその「流通の銀行」なるものは、さらに具体的には、どのように設

立され、どのように銀行業者として機能するのであろうか。その「象徴貨幣」あるいはその「約束手形」なるものは、その銀行業務と結びついて、どのように発行され、どのように流通するのであろうか。その「約束手形」の本質、したがってまた、この「銀行」の銀行業者としての特質の如何。銀行業務そのものとの関連において、これらの点を追求し、明らかにすることが一つの重要な研究課題として、俎上にのぼってこざるをえないであろう。小稿における最も重要な、固有の研究課題は、まさにこの点の解明におかれる。

(6) もちろんこのばあい、この「流通の銀行」の社会経済的意義、さらにはステュアート銀行論の学説史的意義を、最後的に解明するためには、そうして繁栄するというその商工業の具体的な態容、その構造や経緯が、もとよりさらに詳しく問われることが必要となるであろう。この第四篇「信用論」に先立つ第二篇「商工業論」や第一篇「人口と農業」において展開されている、ステュアートに独自なその「再生産」の構造や特質を追求し、それとの関連でこの「銀行」の意義が究明されることが必要であろう。そのときにはじめて、ステュアート「銀行論」の学説史的意義もまた、より明瞭な形で、浮彫りにされてくることになるであろう。ここでは、そうした視角からの立入った考察が、ついで果さるべき重要な課題として残されている。

二

ステュアートによれば、この「私的信用」の原理のうえにたつ「流通の銀行」は、つぎのようにして設立される。

「財産を有している多数の人びとが共同して、銀行業の定款をとり結ぶ。……この目的のために、彼らはその種類の如何をとわず、何らかの財産からなる一ストックを構成する。この基金 fund は、彼らが発行することを企図するところの、約束手形の保証として、その銀行の一切の債権者に対して拘束される。

公衆との間に信頼が確立するや否や、彼らは優良な担保に対して、信用もしくはキャッシュ・アカウントを与える。それについて、彼らは適切な規制をおこなう。その信用の結果発行される約束手形に比例して、彼らは、支払いをもと

めて彼らのもとに還流する約束手形を支払うに充分であると彼らが判断する、一定量の鋳貨を準備する。経験以外の何ものも、彼らの金庫の中に保有さるべき鋳貨と、流通している紙券 paper money との間の比率を決定しうるものはない。この比率は、われわれが後に見るように、事情に応じて変化しさえする」(II, p. 150.)

「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」の具体的な業務内容、その機能する姿を検討するにあたって、ステュアートはまずその冒頭において、このように論点を明示する。ここにはみられるように、銀行業務の本質にもふれるいくつかの重要なことがらが、きわめて素朴な形においてであるとはいえ、剔出されている点にまず注目されるであろう。はじめに言及されている設立の事情についての論述をひとまずおくとすれば、このばあい、ここでの注目すべき論点として、われわれはまず第一に、約束手形発行の問題を、そうして今一つには、そのために保有される鋳貨(支払準備現金)の問題をあげることができるであろう。前者はすぐれてその貸付取引にかかわりをもつ問題として示されており、後者はいうまでもなく、固有にその貨幣取引にかかわりをもつ問題である。しかもこのばあい、この支払準備現金の問題にかなりの注意が払われているということは、ここでの論述から察知しうる重要な一点として、指摘しておかるべきであろう。ともあれこれらの諸点を、ステュアートは「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」を検討するにあたって、まず第一にとりあげるべき重要な論点として、考察の対象にのぼしているのである。それはステュアート銀行理論の、鋭い問題視角を示すものであるともいうことができるであろう。

銀行取引の過程は、本質的には、貨幣取引と貸付取引との一体化的結合、その機能連関のうちにもとめることができる。(1) そうした本質的な理論的理解に、ステュアートがこのばあい到達しているかには、もちろん問題がある。それは後に、立入って問題にするところでもある。しかしそれはそれとして、銀行取引における最も重要な論点が、少くとも

ここでは、かなり明快に剔出されている点だけは、認めることが許されてよいかに思われる。しかし問題はいうまでもなくその理解の内容にある。約束手形発行の現金基礎ともなるべきその「鋳貨」を、ステュアートはそれではどのように理解しているのであろうか。そうしてまた、それはどのような銀行取引の過程を通じて銀行に流入してくるのであろうか。

われわれはまずこの点の検討から、解明の糸をほぐしてゆきたいと思うのである。

（1）　高木暢哉、銀行通論、第二章。同、再生産と信用、第五篇第一章、参照。

ステュアートによれば、「鋳貨は、平常の流通の過程で銀行に流入してくる。すなわち、その貸付に対する利息の〔支払いの〕ために、あるいはその信用を返済すべく商人や地主たちが、彼らに対してなされた諸支払〔金〕を銀行へ投入するばあいに、および、彼らの貨幣のための安全な保管所として、銀行に対してなされる諸支払によって――」（II, p. 158.）

鋳貨が銀行に流入してくる姿を説明して、ステュアートはこのように論述する。すなわちそれは、大きく分けて二様である。一つは貸付金及びその利子を商人や地主たちが、返済することによって流入してくる鋳貨であり、今一つは、貨幣の安全な保管所として流入してくる鋳貨である。これらの鋳貨が、平常の流通の進行の過程で、銀行に流入してくることが示されているのである。

もつともこのばあい、このように流入してくる鋳貨が、その「社会的流通」において、いかなる地位を占めるものなのか、換言すれば、その商人や地主たちが返済するというその鋳貨、ことに前者におけるそれが、如何なる性格のものなのかについての、立入った説明はここにはない。それが予備基金として保有される貨幣に相当するものなのか、ある

いは日々の商業活動に不断に流出入する出納的のそれなのか、それとも蓄積あるいは退蔵される利潤部分に相当するものなのかは、必ずしもどうでもよい問題ではない。(2) しかしそれについての言及をわれわれは、ステュアートのここでの論述に見出すことはできない。しかし前後の関係から一応それを推察することが許されるとすれば、それは、主としては、やはり日々の商業活動に不断に流出入する出納的のそれというよりは、むしろその商業活動の外に出て費消、もしくは退蔵されるべき利潤部分、あるいは地代が、ここでは考えられていると見らるべきであろう。つまりは、基本的には、固定財産の所有者にその消費資金を供給するところの銀行の形態に、それはほかならないのである。ともあれ、このように銀行のもとに流入する「鋳貨の一切」が、ステュアートによれば、「支払をもとめて提示される約束手形に応ずべく〔この銀行によって〕保蔵される」(II, p. 158.) すなわちそれらの鋳貨の一切が、この銀行がその発行を企図するところの約束手形のための支払準備現金として、保有されることになるのである。

(2) 「資本論」ではたとえば、つぎのように論及されている。

「銀行が処理しうる貸付可能資本は、種々の仕方で銀行に流入する。まず第一に、銀行は産業資本家の出納係であるから、各生産者及び各商人が予備基金として保有する貨幣資本、または彼のもとに支払として流入する貨幣資本が、銀行の手に集積される。……第二に、銀行の貸付可能な資本が、貨幣資本家たちの預金によって形成され、彼らはこの預金の貸出を銀行に委任する。……さらにあらゆる階級の貨幣が、銀行に預けられる。……最後に、ただ漸次的にのみ費消されるべき諸収入も、銀行に預けられる」(K. Marx, Das Kapital, III, S. 439-40. 前出訳一一七—八頁)

発券銀行が問題になっているステュアートの論考にあっては、銀行に流入してくる鋳貨は、貸付可能資本の形成としてではなく、支払準備現金の形成として理解されている。流入してくる鋳貨が、このばあいステュアートにあっては、単なる貨幣にすぎず、資本としての規定は何ら受けとっていない点には注意さるべきであろう。

「事実をではなく、原理を探究しているここでは、その請求に応ずるために、この流通の銀行によって準備される鋳

貨の現実の比率が、何程であるかを調べることは、われわれの〔当面の〕範囲の外に属する」（Ⅱ, p. 158）ことがらである。しかしメーゲンズ氏（Mr. Megens）の研究によりつつ、一応の事実を示すならば、「イングランド銀行は、流通界にあるすべてのその約束手形〔銀行券〕の価値の三分の一を鋳貨で保有している。これだけの量で、きわめてスムーズにその業務は営まれているのである」（Ⅱ, p. 159.）

メーゲンズ氏の研究によりつつ、ステュアートは、イングランド銀行におけるその支払準備の比率を、このように例示する。[3] それは約束手形発行の基礎にあるこの支払準備現金のいみ、その重要性に、注意を喚起している一節とも見らるべきであろう。もっともこのばあい、この支払準備現金のいみを、ステュアートがさらに理論的に、果してどの程度深く理解しているかには、その約束手形の本質の理解とも結びついて、後に問題とするように、重要な問題が残されていないわけではないが。しかしそれはそれとしても、その貨幣取引に結びついて流入してくるこの鋳貨（支払準備現金）の存在についての自覚、その洞察は貴重であり、銀行業務の核心にもふれる重要な一論点を示唆したものとして、正当な注意が払われるのでなければならないであろう。こうした洞察に関連して、後にいたると、ムロン（J. F. Melon）やデュトー（C. F. de Dutot）らいわゆる「インフレーショニスト」たちの、[4] この支払準備現金のいみをとりちがえたその銀行券増発論に対して（もっともステュアートに独自なその担保についての見解を基礎にしつつではあるが）、一つの批判がよせられることになるのである。[5]

(3)　イングランド銀行の業務が検討される第二十二章にいたると、ステュアートはさらに、つぎのような注目すべき論述を与えている。

「イングランド銀行は、そこにその現金を預けるあらゆる人々から、不断に現金を受けとっている。これは、支払の不断の変動をひき起すが、もちろん、それらの人々の貨幣のかなりの量が、銀行には常に残留するにちがいない。……

その業務が長いこと行われることによって、この貨幣の量は、一定したものに、なってくる。これを銀行の手中における平均滞留貨幣 average-money と呼ぶことにしよう。……」（Ⅱ, p. 222.）

（4） 白杉庄一郎、経済学史概説上、七六頁、参照。

（5） 参考のためにその一部を引用しておくならば、

「もしもフランス国民が、その紙券の保証がいかなる基礎の上に立つものであるかを、一七一九年中に見てとっていたならば、恐らくその銀行の信用は危険になっていることがわかったであろう。しかし彼らはそれを知らなかったし、また探究もしなかった。理論家たちは皆、王国に存在する鋳貨以上の紙券が銀行から発行されていない限りは、何らの害悪も生じえないと考えていた。Dutot, Melon, Savarie その他の人々に学んだ人たちは、この見解に完全に満足するであろう。そうしてたとえその鋳貨が、その銀行に所有されていなくとも、国内にそれだけの鋳貨があれば、銀行紙券 bank paper は常に健全であるということに彼らが同意していたことを指摘するよりもよりよく、この問題に関するフランス人の完全な無知を示す証拠はないと私は考える。それとは反対に、国内にその銀行紙券に千倍する鋳貨があったとしても、その銀行が、何らかの財産の形で、その紙券に相当する価値をもっていなかぎりは、なおその銀行紙券は、単なる妄想にすぎず、また事実、何らの価値ももたないにちがいないということは、以上述べてきたところからして全く明らかである。

他方、その銀行紙券が鋳貨の量を千倍も上廻ったとしても、その銀行が、何らかの種類の優良な財産の形で、それに等しい価値をもっているならば、その紙券は、なお完全に健全であり、充分なのである」（Ⅱ, pp. 244-6.）

その意味は以下の行論が明らかにするであろう。なおステュアートの貨幣・信用論についての論作としては、高木暢哉、ステュアートの信用論（信用制度と信用学説所収）、同、ステュアートの利子説（利子学説史所収）。新庄博、重商主義の貨幣経済論（同教授編、貨幣理論と貨幣制度所収）参照。

その設立にさいして醵出されたストックが、そうした公衆の信頼を獲得することに貢献し（Ⅱ. p. 152.）、鋳貨がこのように種々なる形態で流入し、「公衆との間に信頼が確立されるや否や、彼らは優良な担保に対して、信用もしくはキャッシュ・アカウントを与える」（Ⅱ, p. 150.）ことになる。すなわちこの信用授与に結びついて、問題の約束手形が、

この銀行から発行されることになるのである。

三

ステュアートによれば、はじめにかかげたその論述にも示されているように、その約束手形は、この「流通の銀行」がおこなう信用授与の結果として発行される。すなわちステュアートはいう。

「(非常に特殊な場合を除けば) 約束手形をえるために、鋳貨がかって銀行にもちこまれたことはないということは明らかである。約束手形の最大部分——それをわれわれは論じようとしているのだが——は、銀行に担保を与えることができるような人びとにたいして、銀行によって与えられる貸付もしくはクレジットの結果として銀行から発行される。その貸付は、銀行自身の約束手形でなされる。その約束手形は、その借手によってすぐに流通に投ぜられる。何となれば、支払の必要があるが故に、彼は借りたのだからである。同じようにクレジット〔キャッシュ・アカウント——引用者〕が与えられている場合には、銀行は、そのクレジットを有している人から受取る支払依頼書 orders を(銀行の約束手形で)支払う。

約束手形は、通常このようにして、銀行から発行されるのである」(II, pp. 157-8.)

約束手形は、ただ莫然と銀行から出てゆくのではもとよりない。その銀行業務の本質的な一翼を構成する貸付取引に結びついて、それと不可分の関係において発行されることが力説されているのである。(1) その貸付取引を大別して、ステュアートはここではみられるように、二つのものを区別している。貸付 loan という言葉で示されている一般の担保貸付と、今一つはクレジット(それは引用文中に註記しておいたように、cash account もしくは cash credit system

をさすと理解すべきであろう）と呼ばれる特殊な形態の信用授与[2]とがそれである。この二つのルートを通じて約束手形は銀行から発行されることが示されているのである。ここには、第一節で検討されたこの銀行の独自の性格を反映して、その貸付取引の側面におけるこの銀行の特質が示されているともみることができるであろう。[3]

（1）「商業手形の割引は銀行業者の本来の業務を形成する」（K.Marx, Das Kapital, Ⅲ, S. 507. 前出訳十ノ二二五頁）

この商業手形の割引においては、いうまでもなく商業信用にもとずいて振出された商業手形が、その流通性においてまさる銀行貨幣によって置換せしめられる。すなわち「一形態から他の形態への、または現実の貨幣への、貨幣請求権の転化」が行われる（K. Marx, Kapital, Ⅲ, S. 467. 前出訳十ノ一六五頁）したがってそれはいうまでもなく固有に、銀行の貨幣取引にかかわりをつ問題である。と同時にそれは他方、貨幣請求権の肩代り代位として、貸付取引にかかわりをもち、貸付業者としての銀行業者によって、貸付取引と観念される。もとより利息の計算もなされる。

銀行業者の本来の業務である商業手形の割引にもとづいてその発券が行われるとき、かくてその意味は二重である。それが銀行貨幣による商業貨幣の置換であるといういみでは、それは明らかに銀行の貨幣取引に関わりをもち、他方、商業信用の銀行信用による肩代り代位としては、それは貸付業者としての銀行にとって、貸付取引としてのいみをもつ。貨幣取引と貸付取引との一体化的統一のうちに、銀行業の本質が看取される（高木暢哉、信用制度と信用学説、一〇頁）。銀行券の発行を貸付取引と規定することは、かくてこのばあいには、正鵠をえて、かつ間違えているというほかはない。

ステュアートのこの「流通の銀行」にあっては、その特質上、商業手形の割引による約束手形の発行という、本来の銀行業者の業務は脱落している。

（2）このクレディット、あるいはキャッシュ、アカウントについてのステュアート自身による詳しい説明はない。当時スコットランドで行われていた cash account あるいは cash credit system をすでに自明のこととしてのことでもあろうか。参考として「スコットランドにおける銀行業の歴史」の著者、A・W・カーにその説明をきくならば、

「cash credit の原理は、簡単にいえば、つぎのごときものであった。自らはそのビジネスの遂行のための充分な資本を所有してはいないが、著名な地位と名声とをもつ二人もしくは三人の人（スミスの説明では、「確実なる信用と相当の土地財産とを有

する二人の人」となっている――引用者）の保証をえることができる商人、その他の人々は、銀行に依頼して、彼の名前で当座勘定 current account を開設してもらった。そうしてそれに対して、彼は引出可能額をこえて、信用をうけた一定額――五〇〇ポンドあるいは一〇〇〇ポンド――まで、つまりは〔支払依頼書を〕を振出す draw ことができた」（A. W. Kerr, History of Banking in Scotland, p. 48.）。

そのばあい、スミスが指摘するように「スコットランドの会社銀行が、元利償還に関して承認する条件の簡易さは、私の知れる限りでは、彼らに特有なもの」（A. Smith, An Inqnirу into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, Vol., I, Edinburgh, 1814, p. 471. 大内訳、㈠四七頁）であったとしても、ステュアートが重視する土地所有者にたいする消費信用をそれが果してどの程度おこなっていたかには、なお検討の余地が残されていると思われる。

（3）参考のために、「資本論」における論述にきいておこう。

「貸付（ここでは本来の商業信用だけを問題とする）は、手形の割引――手形を満期前に貨幣に換えること――によって、及び種々の形態での前貸、すなわち対人信用にたいする直接前貸、利子つき証券たる国家証券や各種株式にたいする担保付き前貸、ことにまた、船荷証券や倉荷証券その他の証明つき商品所有名義に対する前貸によって、（及び）預金にたいする貸越等々によって、おこなわれる。

ところで銀行業者の与える信用は、種々の形態で与えられうる。たとえば、他銀行あての手形、他銀行あての小切手、同種の信用開始、最後に発券銀行の場合には、その銀行自身の銀行券によって与えられる」（K. Marx, Das Kapital, Ⅲ. S. 440. 前出訳一一八―九頁）。

商業手形の割引による「約束手形」の発行という銀行業者の本来の業務は、ステュアートのここでの論述では脱落し、主としては、土地担保の貸付、もしくは土地所有者の保証にかかる預金の「貸越」が、考えられているという点に注意さるべきであろう。

しかしこのばあい、その貸付取引に結びついてこのように発行される約束手形について、とりわけ注意しなければならないことは、ステュアートのばあい、この約束手形について、さらにつぎのような論点が指示されているという点で

ある。すなわちステュアートはいう。

「それらの紙券が、もし何らの価値物も受取らずに発行された場合には、かかる紙券の保証は、ただその銀行の自己資本 original capital にのみ依存し、他方価値物が〔担保として〕受取られて発行された場合には、その紙券の価値は、それが直接その上にたっているところの担保に等しく、その銀行の自己資本は、正しくいえば、副次的なものであるにすぎない」(II, p. 151.) と。

すなわち、発行されて流通するこの紙券の「価値」は、それが一定の担保、価値物をとって発行された場合には、その担保の価値に等しく、そうでない場合には、その紙券の保証は、その銀行の自己資本にのみ依存するというのである。もっともこのばあい、ここでいう紙券の「価値」という言葉にあまりの力点をおいて理解することは、正しくないかもしれない。軽く「保証」というほどのいみにそれは理解さるべきかもしれない。しかしそれはそうとしても、ステュアートはさきに、このように発行される約束手形に比例して、その支払請求に応ずべく、一定比率の鋳貨が、その支払準備として保有される事実を指摘していた。そうしてまた他の処では、この鋳貨が平常の流通の過程で種々なる形をとって、銀行に流入することを指摘し、これらの鋳貨の一切が、この銀行によって、その約束手形の支払のための準備として保蔵されるということをのべていた。あたかもそれが、約束手形発行の現金基礎を形成するとさえ理解しているかのように。しかしここでは、この紙券の「価値」あるいはその「保証」は、そうして保有される鋳貨とはむしろ無関係に、その担保の有無、あるいはその担保の「価値」に依存するという。それとこれとは、いったいどういう関係にたつのであろうか。約束手形発行の基礎にある支払準備現金のいみは、それではどこにいったのであろうか。そうしてさ

らに問うならば、この銀行が発行するというこの「約束手形」なるものの本質は、それでは一体どういうことになるのであろうか。

われわれの問題点は、したがってまたここでのステュアートの論述は、かくてその約束手形理解の本質にもふれてくることが知られるのである。しかしわれわれは残念ながら、こうした問題についてのステュアート自身の立入った考究を、直接そのままの形では、見出すことはできない。もっぱらここでのステュアートの固有の問題意識をたしかめうるにとどまる。しかしこのことによって、ステュアートのこの問題についての理解の特質、その問題点についての、示唆のようなものでも得られることになるかもしれない。いまはしばらくステュアートの論述にききつつ、ここでのその真意をたしかめてゆくことにしよう。ステュアートはさらにつぎのように説明をつづけるのである。

「この原理をもっと説明するために、一銀行をはじめるべき英知と能力を有している誠実な一人の人間を想定しよう。私はいう。このような人間は、一シリングのストックもなしに、あたかも彼は百万ポンドをもっているかのようにうまく国内流通の銀行 a bank of domestic circulation を営むことができ、そうしてその紙券は、まったくイングランド銀行のそれと同様に健全 good であろう、と。彼が発行する一切の約束手形は、優良な私的担保に保証されている〔からである〕」(Ⅱ, p. 152.)

有能な人間であれば、一シリングのストックもなしに銀行業を営めるという。しかしこれはもちろん極論である。銀行業を営もうとする人々が醵出するその自己資本が、公衆の信頼をかちうる条件となり、鋳貨が流入し、支払準備が整ってこそ、はじめて銀行は、充全にその業務をおこないうることは、ステュアートがすでに先刻してきしたところである。しかしここではこのような極端な想定が許されるという。なぜか。ここではつぎの二つの条件が前提されているか

らである。すなわち第一には、それが私的な〔固定〕財産を担保に約束手形を発行するということ、そうして今一つは――このことがここではとりわけ重要なのだが（その理由は以下の行論が明らかにするであろう）――それが国内流通のための銀行であるということ、この二点である。この二条件が前提されていれば、このような極論も可能であると、ステュアートはいうのである。何となれば―とステュアートはつづける。

「そのばあい、百万ポンドを発行した後、その約束手形の一切が一日のうちに〔支払いをもとめて〕還流するとしよう。かれら〔その約束手形の所持人たち〕は、銀行家がその約束手形を発行したさいに受取ったところの最初の担保を、その誠実な銀行家のもとに見出すであろうということは、明白ではないか。そうしてその銀行家は、その約束手形が流通していた間、この担保にたいして利息を受取り、この利息のうちその銀行業務の遂行のために費消された部分を除いて、自分のものにしたであろうということは真実ではないか」（Ⅱ, p. 152.）と。

すなわちとりつけが生じた場合のことを考えてみようというのである。そのばあいにあっても、その「約束手形」が優良な固定財産を担保に発行されていれば、その「約束手形」に見合うその担保が、銀行に存していることは確かではないか。それがこの「約束手形」の支払いを保証しはしないか、とこのようにステュアートはいうのである。したがって、このばあいにあっては、「約束手形」の所持人たちが、その支払（兌換）請求のためにその銀行に赴いたとき、彼らが銀行家の手元に見出すべきものは、そのために銀行が保有すべき鋳貨、すなわち支払準備現金ではない。その発行にさいして受取られた担保である。この担保がその「約束手形」の支払を保証するというのである。

しかしこれは一体どういうことなのであろうか。ステュアートによれば、その「約束手形」は、本来「要求あり次第その国の鋳貨で支払われる」（Ⅱ, p. 157.）一覧払の債務証書ではなかったか。そうだとすれば、その「約束手形」の所

持人たちが、その支払請求にさいして、銀行の手元に見出すべきものは、その発行にさいして受取られた担保ではなく、その支払のために保有されている鋳貨、すなわち支払準備現金でこそ、なければならないのではないだろうか。[4] それともその「約束手形」は、金鋳貨をではなく、その担保、固定財産を特殊なその「債務内容」とするところの、全く特異な「紙券」であるとでもいうのであろうか。

われわれの問題点は、こうして、その支払準備現金のいみ、その「約束手形」の債務内容の如何と結びついて、不可避にその「約束手形」の本質の問題に直面せざるをえなくなるのである。

(4)　「銀行券は、銀行業者が私的手形に代用して振出した、いつでも持参人に支払われうる銀行宛ての手形以外の何ものでもない」(K. Marx, Das Kapital, Ⅲ, S. 440. 十ノ一一九頁)

「兌換銀行券は銀行券の呈示者に対して、いつでも券面記載の金額を本来の現金貨幣すなわち金貨をもって支払うことを約束している。兌換とは、この金貨すなわち本位貨幣の支払を意味するものであって、手形の支払約束の履行にほかならない。……その本質において信用貨幣であり、手形流通に基礎をおくものであるに拘らず、兌換銀行券が現金として考えられているのは、この銀行券の直接的即時的兌換性による。銀行券の背後には貨幣としての金が厳存するという普遍的信頼が、兌換銀行券を金と同視する慣習的観念を確立したのである。

このように兌換銀行券が現金貨幣として、金と同一の資格においてその流通支払手段機能を果しうる決定的条件たる兌換性の保証のためには、単に法律の条文としてでなく、現実に兌換銀行券の背後に貨幣金が存在していなければならない。それはすなわち発券銀行の兌換準備 (Notendeckung)……といわれるものである」

もちろん、現実の「銀行券の通流総額は、法律上の規定の如何に拘らず発券銀行の意志から独立しているとともに、またこの銀行券の兌換性を保証する発券銀行の庫中の金準備の在高からも独立して増減する。通流する銀行券の数量に影響を及ぼすものは流通過程そのものの要求のみ」なのではあるが（高木幸二郎、貨幣――その理論と歴史――、一二七、一三〇、一三五頁)。

四

たしかにステュアートは、この第二部「銀行論」に先立つ第一部「利子論」で、「信用」の問題をむしろ一般的に論じたところでは、この「紙券」の発行に関して、（すでに第二篇でのべたこととして）、つぎのように論述していた。

「一国の流通貨幣〔量〕は、常に、その国内で規則的におこなわれる商業、工業、消費及び譲渡に比例する。それでその国にすでに〔存在している〕貨幣がこれらの諸目的を運行せしめるのに充分でないばあいには、その不足分に等しい一部の固定財産が（我々が呼んできたところでは）溶解され、そうして紙券の形で流通せしめられるであろう。この紙券が、その比例以上に増加するや否や、流通していた紙券の一部が、その紙券における債務者〔その発行者〕のもとへ還流し、そうしてそれは再び実現 realize されなければならない。」

ここで「私が紙券を実現するという時、私は世界貨幣 money of the world たる金銀へその紙券を兌換 convert するということ、もしくは年々の利子〔を収得できる〕永久年金を創設するというような仕方で、それを投資 place するということをいみしている」（Ⅱ, pp. 109-10, 111.）と。

一国において流通する貨幣量は、商業や工業等、譲渡の量によって、すなわち取引の総量によって決定されるという。ここには流通貨幣量に関するステュアートのすぐれた洞察が示されている。(1) しかしこの流通貨幣量の問題に、ここで深く立入ることはできない。論点はここでは、もっぱらこの「約束手形」の本質の問題にしぼるほかない。

(1) 「サー・ジェイムズ・ステュアートは、流通する貨幣の数量が諸商品価格によって規定されるのか、それとも諸商品価格が流通する貨幣の数量によって規定さるのか、という問題を提起した最初の人である。彼のかいたものは、価値の尺度にかんする

空想的な見解と、交換価値一般にかんする動揺した叙述と、重商主義の余韻とによって混濁しているとはいえ、しかも彼は、貨幣の本質的な諸形態規定性と貨幣流通の一般的法則とを発見している。……

ステュアートによって発見された第二の法則は、信用にもとずく流通は、その出発点に還流する、ということである……」

(K.Marx. Zur Kritik., S. 179-80. 前出訳一九三―四頁)

貨幣流通に関するステュアートのすぐれた洞察は、もとよりあらためて検討さるべき重要な研究課題であることは、いうまでもない。

財産を溶解することによって発行されたその紙券は、こうしてステュアートによれば、それが流通に過剰となれば、その発行者のもとへ還流する。しかしそのように還流する紙券は、ここでは、その発行者によって、実現すなわち兌換されなければならないという。すなわち「世界貨幣」たる金銀によって現実に支払われなければならないというのである。(示されている今一つの方法は、それを兌換しないで、そのまま銀行への貸付金として、いわば「金融債」のごときものへ投資することが考えられているのであろう。) したがってここでは、その紙券は、みられるように、明らかに金銀での支払いをその債務内容とするところの、金債務証書にほかならない。それは世界貨幣たる金銀によって、現実に支払われることを前提としている。したがって、その金債務履行のためには、もとよりその兌換のための金銀が、その発行者の手元に、兌換準備として現実に保有されているのでなければならないであろう。これをおいてほかには、その紙券の兌換を保証するものは、基本的にはありえない。これこそがその紙券の兌換を保証するはずである。支払準備現金の存在は、こうしてここでは決定的ないみをもっているということができるであろう。もっともこのばあい、ステュアートが、この兌換準備ということに、これと明示して言及しているわけではないのではあるが。ともあれ紙券流通について、むしろ一般的な論述が与えられているここでは、その紙券は、明らかに、世界貨幣たる金銀で支払われるべ

きものとして、すなわち「金債務証書」としてひとまず把握されているという点は、まずここでの重要な論点として、注意しておかるべきことにおもわれる。(2)

(2) ステュアートがさきに「象徴貨幣」を定義して、「象徴貨幣とは、私の見解では、普通に信用と呼ばれるもの、すなわち当事者間の債務と信用との勘定を記帳するための手段であって、……鋳貨で実現される」(I. p. 365) とのべていたことが、ここで想起される。その一般的な規定においては、象徴貨幣、あるいはその「約束手形」は、明らかに、鋳貨で支払われることをその内容とするところの金債務証書と理解されている、とみることが、こうしてほぼ許されるであろう。

ところがそうした注目すべき論述にも拘らず、論考がさらに進んで、「銀行」ということが導入されて、ヨリ具体的にその問題が考察されるにいたるとき、ステュアートの表現には若干の変化が生じてくる。あるいは新しい論点が附加される。それとともにステュアート独自の思考が、しだいに浮出してきている点に注目されるのである。すなわち、その約束手形の発行に関して、銀行を導入しつつ、ステュアートはさらに具体的につぎのように論考をすすめるのである。

「財産を所有している人が、貨幣を欲するときには、彼は私的信用の上に貸付を行う銀行のところへ行き、彼の担保を抵当に入れて、彼は貨幣〔銀行の約束手形〕を受取らないだろうか。……そうしてその約束手形の量が必要な比例を超過するや否や、それは停滞し、その約束手形における債務者(銀行)のもとに還流する。何となれば、その約束手形が発行されたさいに抵当に入れられた最初の担保が、なお銀行の手元に存しているからである。この実現 realization は、通常、金属でなされる。何となれば、金属は世界貨幣 money of the world であり、土地と同様に現実的にして真実の富 real and true riches であるからである」(II, p. 131. 力点——引用者)

財産を担保に発行された約束手形は、ここでももちろん同様に、それが流通に過剰となれば、その約束手形における

債務者（銀行）のもとに還流する。しかしそれがそのように還流するのは、ここでは、銀行の手元になおその最初の担保が存しているからであるという。換言すれば、借入れをした人の債務がなお存しているから、つまり銀行に対する借入金返済の義務が残っているからであるとの意であろうか。もとよりそれは、ありうる「約束手形」還流の一ケースである。その借入金が返済されることによって、もちろんその担保は返還されるであろう。両者間の債権債務の関係は、この取引に関する限りは、このことをもってもとより終了する。

ところがステュアートはさらにそれにすぐつづけて、「この実現」は、通常、金属でなされるという。しかしこれはいうまでもなく、その借入金の返済による担保の返還とは異る、その約束手形に化体されている金債務の、銀行による現実の履行の問題である。その約束手形の兌換の問題である。このばあいにあっては、したがってくり返えすまでもなく、もとより、その支払いのための現金が、現実に銀行の手元に準備されていなければならない。それは多くのばあい、その銀行からは何らの借入れをもしていない他の第三者によって請求されうる。したがってこのばあいには、もちろん担保の返還の問題は、全く生じない。その約束手形が現実に、金貨幣によって支払われるだけのこと。先に示された借入金の返済の問題とこの兌換請求の問題とは、したがって、等しく約束手形の還流ではあっても、ひとまず、性質を異にする二つの取引である。その二つの取引が、はっきりとは区別されないままに、むしろある種の混同をすら含みつつ論じられているかにも思われて、注意されてくるのである。それは後の論考の展開に重要ないみをもってくることになるであろう。

そうしてステュアートはいう。「この実現は通常、金属でなされる。何となれば、その金属は世界貨幣であり、土地と同様に現実的にして真実の富であるからである」と。すなわちその「約束手形」の実現が金属でなされる理由とし

て、ステュアートは、金属における二つの特質をあげているのである。一つには、それが「世界貨幣」であるからであり、今一つには、それが「土地と同じ真実の富」であるからである。この二つの特質をかねそなえているがゆえに、その「約束手形」の実現は、金属でなされるというのである。その約束手形が、金貨幣の特定の機能に立脚し、それに代るものであるが故ではない。

したがってその約束手形は、換言すれば、世界貨幣である限りでの金属による支払いと、土地と同じ「真実の富」である限りでの金属での支払いとを、その債務の内容として化体している。対外決済のためには、もちろん、世界貨幣としての金属が需要されるであろう。そのためには、その約束手形は、金属で支払われなければならない。しかし国内流通の部面にかぎってみるならば、金銀と土地とは、それらが共に「現実的にして真実の富」であるという限りでは、全く同等の地位にたつものにほかならない。その約束手形が、金属で支払われても、土地で支払われても、その限りでは、何らの重大な差異をも生ぜしめない。それはいづれも「真実の富」で支払われることに変りはない。かくてステュアートはいうのである。

「〔約束手形を〕鋳貨で支払うというこの債務の起りは、銀行が導入されはじめたばかりの頃のヨーロッパにおける信用の低い状態によるものである。そうして人民の大多数が、鋳貨以外の一切の貨幣を虚偽にして仮空のものであると考えている限りは、そのために国内流通に生ずる諸不便を除去すべき何らかの他の手段が見出されるということは、ありそうもないことである。

私がこれまでに与えてきた多くのヒントから、国内流通の運行のためには、鋳貨は、絶対的には必要でないということが推量されるであろう。」(II, p. 157.) と。

すなわち国内流通のためにであれば、鋳貨（金貨幣）は絶対的には必要でないというのである。その他の手段によって、その代りを国内流通に関するかぎりは、充分に果すことができるというのである。しかも「約束手形」を鋳貨で支払う（兌換する）ということは、全く「信用」の低い状態に起因するものである。「信用」が一般的になってくれば、この条件は、絶対的なものではなくなる。すなわちその約束手形は、国内流通に関する限りは、鋳貨が存在しなくとも、その他の財貨にその支払（兌換）を保証されて、それに代って流通しうるにいたる、とこのように、ステュアートはみるのである。そうした主張の拠りどころとなっているものこそ、まさしく、金銀は、土地と同じ「真実の富」であるとして、この点に金属によるその「実現」の根拠をもとめたステュアート固有の思考にほかならない。そうした「真実の富」に代って紙券は流通することができる、とこのようにステュアートは思考するのである。

国内流通の部面にかぎってみるかぎりは、こうしてステュアートによれば、鋳貨はもはやなくてもすみうるものとなる。「紙券の償還 liquidation のために鋳貨が必要とされる唯一のケースは、諸外国との貿易の差額の支払のためだけである」（II, p. 135.）紙券は、国内流通に関する限りは、金銀で支払われなければならない理由はない。国内における金銀での支払は、つまりは「土地と同じ真実の富」である限りでの、金銀での支払をいみするにすぎない。そうだとすれば、金銀と同じ「真実の富」である土地で支払われることも可能である。それに支払を保証されて流通することも可能であろう。かくてその約束手形は、金貨幣に代って流通しうると同様に、土地（その他の財産）に代っても流通しうることになる。本来の「信用貨幣」とは本質的に異なる全く別個の紙券に、それは転化しうる可能性が、こうしてここに蹋躇するにいたるのである。

紙券の発行・還流についての考察が、その発行者としての銀行を導入して、ヨリ具体的に進められるにいたるとき、

ステュアートの思考もそれにともなって具体化し、それとともに、ステュアート独自の思考が析出しつつある点に注目される。

ところで論点は、さらにその論考の進展とともに、しだいにその発行にさいしてうけとられる担保の問題に移行する。この担保の問題に勝義の力点がおかれて、考察は、いよいよその核心にせまってゆくことになるのである。その考察は、国内流通の部面にひとまず限って進められる。

五

前出の論述においてステュアートが示すところによれば、その約束手形が銀行へ還流するのは、その「発行にさいしてうけとられた担保が、その銀行の手元に存しているから」にほかならなかった。この担保が銀行の手元に存しているが故に、約束手形は、（その約束手形における債務者である）銀行のもとへ還流するのであった。そうして「この実現は通常、金属でなされる」とされていた。しかしここではその担保のいみが拡大される。あたかも金属によるその「実現」を包みこんでしまうかのように。すなわちステュアートはこの担保のいみをさらにクローズ・アップして、つぎのように論考を展開してゆくのである。

「土地を所有している人たちが、銀行にゆき、その土地を担保に紙券をうけとるとき、……この約束手形は、その土地に〔その支払いを〕保証されてはいないだろうか」（II, p. 131.）と。

すなわち、土地を担保に約束手形が発行された場合には、この土地が、その約束手形の支払いを保証しはしないだろうか、とこのようにステュアートはいうのである。短い論述ではあるが、しかしここでは論理は大きく飛躍して、その論考に本質的な変化が生じている点に注意されるのでなければならないであろう。

たしかに、借手の事情で、その借入金の返済不能が生じた場合には、もちろんその担保が銀行に対して、その借入金の返済を補償することにはなるであろう。しかしその借入金が返済されて、その担保が借手に返還されるということは、その「約束手形」の「実現」、すなわち兌換とは何の関係もないことである。債権が回収されて、債権債務の関係が決済されたがゆえに、その補償要因であった担保が単に返還されるだけのこと。担保貸付が導入されても、その約束手形に化体されている銀行の本来の債務内容が、金貨幣での支払いにあることには、何の変りもない。その呈示、兌換請求にたいしては、もとより正貨である金貨幣によって、それは支払われなければならない。担保によってそれは支払われることは、もちろんできない。しかしそれをステュアートは混同するのであろうか。土地を担保に発行された約束手形は、「この土地にその支払いを保証されてはいないだろうか」とステュアートがいうとき、そのいみは、借手の銀行に対する借入金の返済補償が、この土地に存しはしないだろうかとのいみではもちろんない。その約束手形に対する銀行の支払い保証が土地に存しはしないか、換言すれば、その約束手形は、この土地に直接その支払（兌換）を保証されて流通しはしないか、とのいみなのである。銀行による担保貸付の問題が、こうしてさらに具体的に導入され考察の対象にのぼるとき、ステュアートにあっては、いつしか借手の借入金返済補償要因にすぎない担保と、その約束手形に化体されている銀行の本来の債務内容とが混同される。あるいはとりちがえられる事実に注目されるのである。すなわち担保の返還と、その約束手形の「実現」とが、混同されて合一する。かくてステュアートは「私的信用に保証された〔すなわち私的な財産を担保に発行された〕約束手形は、その（担保となっている）土地や財産と同様に堅実である」（II, p. 154）旨を力説するのである。銀行が発行する約束手形は、ここでは、その銀行の支払準備現金にはもはや関係なく、担保となっている土地、あるいは財産に直結し、それに直接その支払（兌換）を保証されてその価値を代表して

流通する。

国内流通の部面にかぎってみるとき、かくてその約束手形なるものは、ステュアートの主観的意図からはむしろ独立に、本質的な変化を余儀なくされている点に注意されるであろう。ステュアートの主観の上では、あるいはそれは等しく「真実の富」で支払われることであるかもしれない。しかし、客観的には、もはや金貨幣での支払いをその本来の債務内容とするところの、一覧払約束手形、信用貨幣では、それはなくなるしかない。その担保、土地に直接、その支払を保証されてそれに代って流通する全く特殊な一紙券に転化するほかはない。こうしてここではその「約束手形」は、本質的にはその担保（土地その他）の価値を代表して、それに代って流通するところの、いわば担保証券（あるいは、その担保が主としては土地であるという点に着目するかぎりでは、土地代表証券）に転化せしめられている点に、注意されるのである。

このように思考が進んでくるとき、しかしステュアートにとっては、今一つの問題が生じてくる。すなわち、土地に直接その支払いを保証されて、それに代って「約束手形」が流通するのだとすれば、「土地所有者たちが銀行へ行って、土地を担保に紙券をうけとる」というこの「回りくどい操作は、短縮することができはしないか」（II, p. 131.）、土地所有者が、自ら、その土地を引あてに、自らの「約束手形」を発行することも可能になりはしないか、という疑問がそれである。かくてステュアートは自答していう。

「土地所有者が、なぜその基礎において同じ担保（土地）を明らかに有していながら、公衆と彼自身との間に銀行の介入を余儀なくすることなしには、彼自身の約束手形を発行することができないかの理由は、習慣以外の他の如何なる理由に帰することができるであろうか」（II, p. 131.）と。

土地所有者が、自らその土地を担保に、自らの「約束手形」（つまりは土地証券）を発行できず、なぜ、銀行を介し

て、銀行にその土地を担保に入れて「約束手形」を発行してもらうという廻り道をしなければならないかの理由は、ただ単に習慣上のことにすぎないという。そういう習慣になっているから、土地所有者は、その「約束手形」の発行を銀行に依頼しているだけのこと、そういう習慣がなければ、土地所有者が自ら、その土地を引あてに「約束手形」を発行することも、もちろん理論的には可能である。そうした土地所有者の約束手形の発行を、習慣上、代行しているものこそ、まさにステュアートのここにいう「流通の銀行」にほかならないのである。

かくて、その「約束手形」の変質とともに、この「流通の銀行」もまた、こうして本来の銀行とは全く異なる特異な一紙券発行機関に転化せしめられてくる事実に瞠目されるのである。それはただ単に、土地所有者に代って、その土地を担保に「約束手形」、つまりは土地証券を発行し、その「証券」の還流とともに、その担保を返還するにすぎない一機関に転化せしめられる。支払準備現金の問題も、貨幣取引の問題も、ここではもはや介入しうる余地はない。銀行業務の重要な一角からこうしてそれは落ちてゆくほかはない。

かくてわれわれが、この第二部「銀行論」第三章で、国内流通のための銀行の意義が一般的に説明されているつぎの論述にきくとき、この支払準備現金の問題は、完全に脱落して、銀行の意義が、つぎのように特色づけられている点に注目されるのである。

「われわれが住んでいる時代においては、銀行は政治家の注意に最も値する信用の部面である。……銀行によって貨幣はたえず譲渡に正しく比例して保たれるであろう。もし譲渡が増加するならば、ヨリ多くの財産が溶解されよう。それが減少するときには、停滞する貨幣（「約束手形」）の量は、銀行によって吸収されるであろう。そうして前に担保として銀行に提供され、溶解された財産の一部が、あらたにいわば固定せしめられるであろう。」（II, p. 149.）

固定財産の溶解とは、固定財産を担保に約束手形が発行されることをいい、固定財産の固定とは、約束手形が還流して、その担保となっていた固定財産が返還されることをいう。ここではもはや「約束手形」の実現の問題も、兌換の問題も消えている。ただあるのは、固定財産の溶解と、「約束手形」の還流にともなう固定財産の固定のみである。それが貸付金の返済による還流→固定なのか、兌換請求のための還流→固定（第三者への担保の支払い？）なのかの問題もきえている。ただいわれていることは、固定財産の質入れとともに、その「約束手形」は発行され、その還流によってその固定財産が固定、すなわち返還されるというだけのこと。支払準備現金の問題も、本来のいみでの貨幣取引の問題もきえている。ここではそれはただ単に、土地その他の財産を担保に、その担保に代ってその「価値」を反映して流通するところの、いわば譲渡可能な担保証券（あるいは土地証券）を発行する全く特異な一紙券発行機関にすぎない。（それを果して銀行業者と呼びうるか否かの問題も、かくてこのばあいには、生じてくることになるであろう。）したがって、その「銀行」が何らの担保もうけとることなしに、つまり無担保で、その「約束手形」を発行するならば、それは当然、この「銀行」の自己資本が、その支払いを保証するほかはないであろう。かくてステュアートはいうことができたのである。――

「それらの紙券がもし何らの価値物も受けとらずに発行された場合には、かかる紙券の保証は、ただその銀行の自己資本にのみ依存し、他方価値物が担保として受取られて発行された場合には、その紙券の価値は、それが直接その上にたっているところの担保に等しく、その銀行の自己資本は正しくいえば、副次的なものであるにすぎない」と。

六

国内流通の部面にかぎって、その「流通の銀行」の問題がすぐれて理論的に考察されているここでは、かくて鋳貨、

すなわち支払準備現金の問題は、完全に脱落していることが知られるのである。そうして「要求あり次第その国の鋳貨で支払われる約束手形」というステュアート自身によって与えられた本来の規定も、ここでは本質的な変化を余儀なくされて、担保となっている土地その他の財産に直接その支払を保証されて、それに代って流通するところの、全く特異な、紙券に転化せしめられている事実に注目されるのである。そうした紙券の発行にたずさわるものこそ、ここにいうステュアートの「流通の銀行」にほかならない。それは土地所有者に代って、その土地を担保に、その「約束手形」、つまりは「土地証券」を発行する全く特異な一紙券発行機関にほかならないのである。

「私的信用」のうえにたつ「流通の銀行」は、商工業の幼稚な段階、とりわけその生成期にある国々において設立さるべき銀行の形態にほかならなかった。それは固定財産の所有者に、その固定財産を担保に「約束手形」を発行し、もって消費者需要を創出するという点に、その重要な社会経済的意義が求められるのであった。しかしその「流通の銀行」なるものは、それを国内流通の部面にひとまずかぎってみるとき、銀行業者としては、こうした特異の性格と特質とを有している点に、今は注目されてくるのである。

「商人ではなく、地主たちが、彼らの財産を流通せしめるというこの方法を発明し、そうして彼らが法律上の権限をえて、皆一つの団体に結合したとするならば、彼らは土地銀行 land bank がその性質上、実行可能なものであるということを発見するに充分な証左を得るであろう、と私は考える」(II, p. 132.) とステュアートはいう。

上に問題とされてきた「私的信用」の上に立つ「流通の銀行」なるものこそ、つまりはステュアートのここにいう、この「土地銀行」[1]にほかならなかったのである。

(1) 周知のように十七世紀末葉以降、とりわけイングランドにおいては、当時の財政的要求にもこたえるべく、「土地銀行」の設

立を主張する諸論考が相ついで現われる。そうした当時のイングランドにおける歴史的背景が、ここではいみ深く思いおとされてくるのである。なおこの「土地銀行設立論」に関する論述としては、たとえば、R. D. Richards, The Early History of Banking in England, p. 16 ff. A. Andréadès, Histoire de la Banque d' Angleterre. (町田義一郎訳、第一篇第六章)。杉山忠平、イギリスにおける初期信用思想の展開、同、イングランド国立土地銀行、同、ヒュー・チェインバレンの土地銀行企画、同、土地銀行論者の経済思想、金融経済、54、55、59、65号、所載参照。

【補註】 ステュアートが見ている現実は、もとより金貨幣と紙券とが相並んで流通している（主としては、当時のスコットランドおよびフランスにおける）混合流通のそれである。そこでは商工業の破産、あるいは紙券の過剰発行とともに、あの不吉な事態、銀行にたいするとりつけ、支払不能、倒産といった事態がひんぴんとしてくり返えされている。商工業を振興せしめるべく「銀行」をおこし「象徴貨幣」を発行したとしても、こうして銀行がとりつけにあい、つぶれて了うのでは元も子もなくなるであろう。しかもその事によって蒙る公衆の被害は甚大である。そうだとすれば、それではいかなる方策が講ぜらるべきか。上にみてきたステューアート「銀行論」におけるその担保の意味の強調、その「約束手形」の支払保証についての立入った論及の背後には、実はこうしたステュアート独自の問題意識がひめられているのである。

かくてステュアートは一方において、このように、その「約束手形」が「私的信用」にもとずいて発行されるならば、その約束手形は、その担保となっている土地その他の財産と同様に堅実である旨を強調しつつ、他方、一般国内流通 the great national circulation を担当する「流通の銀行」は、この「私的信用」にもとずくべき旨を力説する。すなわちこの銀行は、商工業にたずさわる人々に、「商業的信用」にもとずいて「約束手形」の発行を行うべきではなく、（それはそれとは異なる別個の金融業者にまかせるべきであり）、この銀行は専ら優良な固定財産、土地を担保に、「私的信用」にもとずいて約束手形の発行を行うべきである（II, pp. 154-6.）旨を力説するにいたるのである。（なお後にいたると、国内流通のための鋳貨需要からヨリ完全に「銀行」を解放すべく、その約束手形をして、一切の国内債務の支払いにおいて、法貨 legal tender になすべき旨をも推賞する〔II, pp. 213, 207. 134.〕）。

上にみてきたステュアートの論考は、ついでなされるこうした諸主張の伏線をも、実は構成しているのである。（三三頁註(5)参照）。しかし論点を、この「流通の銀行」及びその「約束手形」の本質の問題にしぼった小稿では、そうした現実の問

題にまで立入ることはできなかった。

しかし問題はこれで片附いたわけではない。なお重大な問題が残されている。この「流通の銀行」を検討するにあたって、最初に指摘された支払準備現金の問題は、それではどういうことになるのか。それは一体どこに位置するのか、という問題がそれである。かくてわれわれには、ステュアートのつぎのような論述がここで想起されてくるのである。

「鋳貨で支払うべき債務の結果、一国が負の差額をおうにいたったとき、国内流通を支持するためにのみ銀行によって発行されていた約束手形が、その銀行にたいして、この対外差額 foreign balance の支払を要求するということが生ずる。それでそのために、国内需要のためにのみ準備していた鋳貨が引出される」(Ⅱ, p. 159.)

新しい事態が、かくて出現する。国内流通のためにであれば、理論的には必ずしもその存在の必要をみなかった、したがって銀行におけるその準備の必要も存在しなかった鋳貨が、この対外差額の逆調という、新しい事態が現出するに及んで、ここにその鋳貨の現存と出動とが不可避となる。それは対外差額の決済の場に、必要に応じて現実に出動しなければならない。

「鋳貨に対する需要が起るのは、それが商業上の差額であるからではなく、その支払が紙券 paper currency では果すことのできない支払であるからである。鋳貨をわれわれは世界貨幣 money of the world と呼んできたが、「これに対して」約束手形は、社会の貨幣 money of the society と呼ぶことができよう」

「社会の貨幣」たる紙券は、もとより対外決済の場に現われることはできない。それは一国内においてのみ、流通手段としての機能を果しうるにすぎない。紙券では果すことのできない支払であるが故に、かくてここに世界貨幣たる鋳貨が、それに代って現身で対外決済の場に現われるほかはなくなる。そうしてここに、その「約束手形」は、はじめて

金債務証書としての実を、顕わすことになる。これまではむしろ等閑に附されてきた支払準備現金の問題が、かくて、この「銀行」においても、看過しえない重要な問題として、その前面に浮び上ってくることになるのである。

「流通の銀行を窮迫せしめるものは、なかんずく、この事情である。この問題さえなければ、鋳貨で支払うべき債務は、容易に果せるであろうに」(II, p. 161.)

こうして、国内流通の部面を一歩出て、対外差額の支払の問題に考察が及ぶとき、その「約束手形」の実現すなわち兌換の問題が、したがってまた支払準備現金の問題が、さけることのできない重要な課題として、生起するにいたる。それとともに、この「流通の銀行」もまた、新しい重要な問題に直面せざるをえなくなるのである。「流通の銀行に関する全教義の中で最も複雑な、そうして同時に最も重要な」問題(II, p. 160.)が、こうしてここに立ち現われる。

しかし、その詳細は別稿にまつほかはない。